

指定給水装置工事事業者の指定申請について

指定給水装置工事事業者の新規指定、または更新の申請をしようとする工事店は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行って下さい。

【申請書類】

① 指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1（施行規則第18条関係）

- 申請者
法人名等記入して下さい。また、個人店においては屋号を記入して下さい。
- 役員の氏名
登記事項証明書に記載された役員名を記入して下さい。個人店においては、参考のため専従者を記入して下さい。
- 事業の範囲
法人においては、定款等に定める事業を記入して下さい。給水装置工事を行う者であることを確認します。
- 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称
給水区域とは八幡市内を指しますが、事業所（店舗）の所在地は市内市外を問いません。

※ 必ず、両面に印刷して提出するよう願います。

② 機械器具調書 別表（施行規則第18条関係）

- 金切りノコ、その他の管の切断用の機械器具
- やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 水圧テストポンプ

③ 誓約書 様式第2（施行規則第18条及び第34条関係）

- 下記のいずれにも該当しないものであることを証明するものです。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ニ 水道法第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - へ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

④ (法人の場合) **定款、登記事項証明書(コピー不可)を各一通**
(個人の場合) **住民票の写し(コピー不可)を一通**

- 登記事項証明書、住民票の写しの書類については、発行日から三ヶ月以内のものが
必要です。
- 定款には、原本と相違ないことを証明する旨の記載をして下さい。

⑤ **指定給水装置工事事業者確認事項調査書**

- 記載内容については、公表することもあります。
- 更新時に限らず、新規指定や指定内容変更の際も提出をお願いします。

⑥ **給水装置工事主任技術者選任届出書** 様式第3 (施行規則第22条関係)

- 選任される方の**給水装置工事主任技術者免状のコピー**を添付して下さい。
- 水道法第25条の4により遅滞なく届けなければならない書類で、申請時に提出を
お願いするものです。
- 更新の申請の際は、提出する必要はありませんが、**給水装置工事主任技術者免状の
コピーは必要**となりますのでご注意ください。

【手数料】

指定をうけるにあたり手数料として、**新規指定は15,000円、更新時は10,000円**
が必要です。書類上の不備がなければ、申請をされてから一週間ほどで「指定給水
装置工事事業者証」を発行しますので、受け取りに来庁の際、現金にて納付して下
さい。

【変更等があった場合】

指定をうけた後、指定事項に変更が生じた場合や、指定の廃止等を行う場合は速
やかに届出してください。

- **指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書** 様式第10 (施行規則第34
条関係)
- **指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書** 様式第11 (施行規
則第35条関係)

【お問い合わせ】

八幡市役所 上下水道部 上水道課
075-983-5328 (直通)

申請時必要書類一覧

申請内容		提出書類						指定証	手数料	
新規指定		指定給水装置工 事事業者指定申 請書	機械器具 調書	誓約書	【個人】 ・住民票	確認事項 調査書	給水装置工事 主任技術者選任書	給水装置工事 主任技術者免状 の写し	交付	15,000円
更新					【法人】 ・登記簿謄本履 歴事項全部証 明(原本) ・定款(写し)					
変更	社名・所在地 代表者氏名	指定給水装置工 事事業者指定事 項変更届出書							再交付	なし
	役員									
	電話番号 FAX番号等									
	確認事項調査 書の業務内容			確認事項 調査書						
	主任技術者 の選任					給水装置工事 主任技術者選任書	給水装置工事 主任技術者免状 の写し	交付なし		
	主任技術者 の解任					給水装置工事 主任技術者解任書				
休止・廃止・再開		指定給水装置工 事事業者廃止・休 止・再開届出書								

- * 申請にかかわらず、変更より一か月以上経過したものについては**理由書**を提出してください。
- * 定款については、写しに「原本と相違なし」との旨の記載および押印のあるものが必要となります。
- * 郵送でも申請は可能です。郵送での申請を希望する場合は、**事前に連絡を願います**。
- * 個人で事務所のみの移転で住民票の変更がない場合は、賃貸契約書など変更後の住所がわかる書類を添付してください。